

◆大洲市自転車等の駐車対策に関する条例の制定について

説明 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に基づき、公共の場所における自転車等の放置防止、駐車対策、自転車等駐輪場の設置等に関し、必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

問 今回整備する伊予大洲駅の駐輪場は、自転車を登録して利用する形になるのか。それとも今までどおり誰でも利用できるのか。

答 登録制ではなく、従来どおり誰でも利用できる形を考えている。

問 放置自転車を少なくするという面では、駐輪場利用料を徴収して対応している自治体もあると思うがどう考えるか。

答 料金を徴収することで、かえって利用に制限をかけてしまう可能性もあるので、現時点では料金徴収の予定はない。

問 伊予大洲駅の駐輪場については、元々は高校生の利用を想定して設置された側面もあると思うが、高校生だけでも登録制とする方法も考えられるのではないか。

答 学校に対しては、例えば卒業する際には自転車を持って帰っていただくように呼び掛けるなどの方法もあると思う。今後も駐輪場の秩序を保てるよう努めていく。

問 土手に捨てられるような乗り捨て自転車も多い。自転車の防犯登録番号から所有者を調べることはできるのか。

答 放置自転車が発見された場合、防犯登録がされていれば、市から警察に照会をかけ、警察から所有者に連絡して、撤去していただく。警察から所有者に連絡がつかない場合や、防犯登録がされておらず、所有者が不明の場合は、市で撤去することとなる。

要望 自転車は個人の所有物のため、撤去する際には警察とよく相談のうえ、遺漏のないようにしてもらいたい。

《令和6年度大洲市一般会計補正予算》

◆プレミアム付デジタル商品券事業について

説明 物価高騰の影響を受けた事業者の支援として、プレミアム付デジタル商品券を発行し、地域経済の活性化を図ろうとするもの。

問 12,500円の商品券のうち、大型店を除く対象店舗が6,500円、対象全店舗が6,000円という内訳であるが、大型店かそれ以外か、その基準はどのようなものになるのか。

答 大企業の系列店舗は大型店の位置付けにする予定である。また、売り場面積が1,000平米以上の店舗も大型店とする予定であるが、市内に本社がある店舗については、売り場面積が1,000平米以上であっても、両方の商品券を使用できるようにしたい。

問 高齢者にとってはキャッシュレス決済アプリを入れることに不安を感じたり、方法がわからなかったりする方もいると思う。市内の一部コミュニティセンターでは、高齢者向けのスマホ教室が実施されているが、他のコミュニティセンターでも実施する考えはないか。

答 要望に応じて自治会単位でスマホ教室等を実施することは可能である。自治会からの希望があった際には、そういった場を通じて今回のデジタル商品券のお話もさせていただくことができる。また、市役所や携帯会社の窓口で気軽にご相談いただくことも可能である。

問 12,500円を1口として、一人当たり5口まで購入可能であり、申し込み多数の場合は抽選になることだが、抽選における公平性は考慮されているのか。

答 抽選となった場合も、1口ずつ当選口数を減らすといった対応により、できる限り多くの方が利用できるようにしていきたい。

要望 様々な分野においてDXが推進される時代の流れもあり、本事業も実施していただきたいと思うが、その結果は十分に検証し、一人も取り残されることのない方法を今後も考えていただきたい。